

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バヌアツ	バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の交換公文	バヌアツの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むバヌアツの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	100,000千円 -----	H20.1.28 ポートビ ラで (同日)	日本側 滑川雅士在バヌアツ大使 バヌアツ側 エドワード・ナタベイ副首相兼インフラストラクチャー・公共事業大臣	H20.2.7 90号
バヌアツ	ポートビラ港埠頭改善計画のた めの贈与に関する日本国政府と バヌアツ共和国政府との間の 交換公文	ポートビラ港埠頭改善計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	47,000千円 H21.1.27まで	H20.1.28 ポートビ ラで (同日)	日本側 滑川雅士在バヌアツ大使 バヌアツ側 エドワード・ナタベイ副首相兼インフラストラクチャー・公共事業大臣	H20.2.20 106号
バヌアツ	ポートビラ港埠頭改善計画のた めの贈与に関する日本国政府と バヌアツ共和国政府との間の 交換公文	ポートビラ港埠頭改善計画を実施するために必要な1. 港湾施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. ポート建造に必要な生産物及び役務の供与 3. ポートの据付機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 4. 上記1.の生産物及び上記3.の機材を据付けた上記2.のポートの輸送に必要な役務の供与 5. 上記2.のポート及び上記3.の機材の操作指導に必要な役務の供与	1,707,000千円 (H20年度 395,000千円) H21.3.31まで (H21年度 1,020,000千円) H22.3.31まで (H22年度 292,000千円) H23.3.31まで	H20.5.26 ポートビ ラで (同日)	日本側 滑川雅士在バヌアツ大使 バヌアツ側 ジョージ・ウエルズ外務大臣	H20.6.4 322号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。